

## 人間ドック



8月下旬に受けた人間ドックの結果が戻ってきました。

運動不足の状態で検査を受けたため、全体的な数値が去年よりも悪化し、「要経過観察」の項目が増えていました。

9月後半から涼しくなってきたので、運動不足は解消したのですが、来年も人間ドックを受ける時期を8月のままにすると、また同じような結果に陥りそうなので、6月あたりに前倒しにしてみようと検討中です。

少しでも工夫してキレイな数値を手に入れたと思います。

### 清算条項

和解によって紛争を解決する場合、後日紛争が蒸し返されることを防止するため、「この和解内容のほかには、お互い権利義務がないよ」という条項を最後に必ず入れます。

和解は、お互い納得したうえでするものなので、後日、当事者の一方が和解内容以上の要求をしてくることは想定しづらいかもしれませんが、念のために清算条項を入れておくことはとても重要です。

## 解雇予告手当

従業員を解雇する場合、少なくとも30日前に解雇予告をしなければならず、即日解雇のように予告なしの場合には30日以上平均賃金を支払わなければなりません。即日解雇ではなく10日前に予告をしたという場合には20日以上(30日分-10日)ということになります。

もっとも、解雇予告手当を払えばどのような解雇も有効になるということではありません。解雇された従業員から相談を受けた際、「不当解雇として争いたい、その場合には解雇予告手当を受け取らない方がよいか」と質問されることがありますが、受け取っても特に問題はありません。

計算方法は、月給制の場合には「平均賃金=直近3か月の給与の総額÷その期間の日数」で日額を算出し、その金額に30日分をかけます。これに対し、時給制や日給制の場合には別の計算方法も用いますので注意が必要です。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設